

行財政改革に関する提言書

平成23年6月

三次市議会

三次市行財政改革大綱及び推進計画への議会提言

本市では、平成17年8月に平成22年度までの6年間を期間とする三次市行財政改革大綱及び推進計画を策定され、「透明」「参加」「選択」の基本理念に基づいた7つの重点項目を定め、6年間の取組を実施されました。

64項目に及ぶ個別項目の実施により、累積削減効果額は、前期3年間が約18億9千4百万円、後期3年間が約13億3千8百万円、合計約32億3千2百万円と計画額を大きく上回る実績をあげられたことに対しては、一定の評価をするものであります。

しかしながら、社会的経済不況等により歳入環境は厳しさを増していることに加え、普通交付税の合併特例加算措置が平成27年度から段階的に廃止され、約30億円が減額となる見通しである。このため、平成27年度からは、廃止後一本算定となる平成33年度以降の行政運営を見据え、効果的で持続可能な行政サービスを提供していくために、これまで以上に行財政改革の取組が必要と考えます。

本市は、平成16年4月に合併し、早8年目を迎えております。

この間だけにおいても、本年3月の未曾有の大震災をはじめとして社会情勢は、国政、経済等各分野において大きく変貌し、その多くは、自治体運営においてマイナス要因であると言わざるを得ない状況であり、依然として混沌とした経済情勢や多岐にわたり複雑化する社会問題、慢性的な財源不足等、解決すべき課題は多方面にわたり、単に市民ニーズの多様化、複雑化、高度化という言葉だけでは言い表せない状況にあります。

このような状況において、真に市民の求めているサービスの提供を行うには、単なる節約や合理化だけでなく、これまでの行政手法を再検討し、各種計画との整合を図りながら、選択と集中により、市民参加をベースとした行政経営型の新しい行財政システムの確立に向けた構造的な改革が必要となっています。

市議会では、今後の行財政改革について、多様な見地から幅広く意見を述べることにより、改革に向けての方向付けを明確にするため、大綱及び推進計画が策定されるにあたりこの提言をするものです。

については、市議会からの「提言」のもつ意味を十分にご理解いただき、各施策の実施に当たっては、実施内容、体制、期待される効果等十分検討され、効果的で良質な市民サービスを最少の経費で提供できるシステムの構築を図られ、市民生活の安全・安心を機軸として、市民の負託にきめ細かく応えることのできる行財政運営を遂行すべく、この提言の円滑かつ速やかな実行を不断の決意で推進されることを切望するものです。

提言内容

【重点項目1】透明な市政と市民協働の地域づくり

① 情報公開と市民対話の実施

協働のまちづくりを行うには、市民との情報の共有が重要であり、積極的な行政情報の公開と提供方法の便宜を講じることが必要である。これまでの公開方法等を見直し、より迅速で効果的な情報公開となるよう改善を図るとともに、新たな方策について検討し、市民にとってより身近で透明性が確保された行政をめざすとともに、信頼性の確保に努めるべきである。

また、市政懇談会や出前講座等による市民対話の機会を増やし、行政・財政の仕組みを更にきめ細かく、市民に分かりやすく説明し、市民との共通理解の上に立った市政の実施を図るべきである。

② まち・ゆめ基本条例の啓発・普及の実施

本市の最高規範である、まち・ゆめ基本条例については、市民に対し、なお一層の啓発・普及を図るとともに、「協働のまちづくりの推進」という目的達成に向けた新たな諸施策の展開を図るべきである。

③ 人材バンク制度及び市民サポーター制度の導入検討

市民との協働による行政運営を推進するため、市民自らが行政運営に参加することを理念とし、人材バンク制度及び市民サポーター制度の導入を検討し、市民の視点から市政運営や事務事業を見直し、より市民のための行政運営と協働のまちづくりの推進を図るべきである。

④ 外郭団体等の自主運営の促進

協働のまちづくりにおいては、各種団体が個性を活かし、主体的な活動を展開することが重要である。各種団体の自主運営や改善努力を促しながら、市における事務や補助金の妥当性、必要性についての見直しを含め、役割分担を明確にし、公的関与のあり方の見直しを図るべきである。

⑤ 住民参加手法拡充の検討

まちづくりへの積極的な市民参加が求められることから、市民の生活等に大きく関与する施策の実施や条例制定等に当たっては、情報提供及び意見聴取を実施するなどの市民参加の機会を設けるべきである。

また、地域団体やボランティア団体などの公益的活動の展開は、今後の住民参加型のまちづくりの主体をなすものであり、その自主性、自立性を

保ちながら、持続的、安定的な組織として発展するよう活動環境の整備等の支援を行うべきである。

⑥ 審議会等委員の公募制の拡大

各種審議会等の委員については、広く一般市民からの公募等を行い、男女の比率、委員の兼職、在任期間等に配慮し、より多くの市民にまちづくりへの参加の機会を確保し、市民参加による開かれた行政運営を行うべきである。

⑦ 住民満足度調査の定期的な実施の検討

住民の意向を広く市政に反映させるとともに、行政運営上の問題点の洗い出しや提案等を受け、市民が求める政策、施策、事務事業の実施に向け、定期的な調査の実施により市民の意見を施策に反映させるべきである。

⑧ 補助金・負担金の整理・合理化

補助金・負担金については、公益性が認められることが最も重要であり、補助金交付基準の見直しを行い、目的の明確化、補助率、終期などの精査により、行財政改革に寄与すべきである。

【重点項目2】民間活力の活用と役割分担

① 保育所運営の今後の課題

本年3月の三次市保育所運営検討委員会の答申において「保育所の運営業務を民間委託する方法が望ましいと考える。」とされている。東光保育所民間委託の実施の検証とともに、保護者や地域への十分な説明により、市民の不安を取り除くとともに、事業者との連携を密にし、行政としての責任を果たすことを前提に、公的保育を後退させることのないよう、関係機関と十分協議のうえ取り組むべきである。

また、臨時の任用職員が過半数を超える状況であり、処遇改善に向けた取組も早急に行うべきである。

今後の本市の保育のあり方を含め、一時保育、延長保育、障害児保育、乳児保育の拡大や、待機児童の解消、幼保一元化の推進についても、地域・保護者との協議を十分にし、慎重かつ十分な検討のうえ、子育て支援策に活かすべきである。

② 学校給食業務の民間委託

これまでの推進計画にありながら、未達成であった本事業については、

施設整備や衛生管理体制等の社会的要件の課題が多くある。本年度新たに直営を含め、推進計画を策定すべきである。なお、利用者ニーズや安全性など諸課題を十分協議のうえ、検討すべきである。

③ 市民と行政の役割分担のあり方

多様化する市民ニーズに十分対応するため、行政と住民自治組織、市民団体等との役割分担を明確にし、協働・パートナーシップのあり方等を調査研究の上、市によるコーディネーターの育成など、市として地域に対する役割について責任ある基本方針の策定を行うべきである。

【重点項目3】スリムで自立した組織づくり

① 定員管理計画の実施と市民サービス

現在、平成18年3月策定の定員管理計画に基づき推進しているが、行政需要との整合性を図り、単に数値的な目標達成をめざすので無く、十分な市民サービスを確保するうえでの定員とすべきである。また、最少の人数で最大の効果を發揮するための体制整備に今まで以上の努力と工夫が必要であり、各業務の見直し、整理及び仕分けを行ったうえで、適正な定員管理をすべきである。

② 組織機構の見直しの問題点と課題

庁舎が分散しており、市民サービスの円滑な提供が困難な中、様々な行政需要に対応するため、横断的に対応可能な組織を構築し、ワンストップサービスの実現を図るべきである。また、各部、各課においての業務量が増えつつある傾向に対して、その部、課を越えた柔軟性のある組織体制を作り、部長制廃止も含め、組織改革を行い、業務に対応した適正配置を行うべきである。

③ 住民サービス向上にむけた支所機能の充実

本市は、市域が広大であるに加え、8市町村という地理的・社会的条件の違う地域の合併であり地域により課題も違っている。地域住民にとって身近な支所の機能は行政そのものであり、予算や権限の拡大を含め、その機能の充実を早急に図るべきである。

④ 電算システムの効率化の検討

市民サービスの迅速化と正確性のため、基幹システムを含め、関係課及び支所が連携して必要な情報が得られるよう、更にシステムの効率化を検

討すべきである。

【重点項目4】職員の人材活用と組織風土改革

① 職員の意識改革の推進

行財政改革の成否の鍵は職員の意識改革にあると言える。市民の意向を的確に把握し、迅速に対応する心構えを徹底し、緊張感を持って職務にあたるよう意識改革を図るべきである。また、職員には住民要望を政策化する立案能力と、市民にわかりやすく提示し理解を求めることが出来る能力が一層要求されている。同時に、事業を裏付ける財源に配慮するコスト意識や経営意識のかん養が必要である。市民満足度のアップをめざし、市民の期待に応えられる職員への意識改革の推進を図るべきである。

② 人材育成基本計画の着実な実施

平成23年までを期間に策定されている基本計画において「三次市行政の財産は人材です」とうたい、この計画を基本として人材育成が行われているところであるが、実施されていない項目もあり、早期の見直しを行い、個々の職員の総合力の強化、能力向上により、市民に信頼される職員の育成を重点的に行うべきである。

【重点項目5】公共施設の徹底活用(ファシリティマネジメント)

① 公共施設の有効活用

本市所有の公共施設については、管理運営方針に基づき、指定管理者制度の導入、譲渡などを実施されたところであるが、市民サービス低下の防止と経費削減の観点から、指定管理者との課題協議や運営方針の再検討の実施などを行うとともに、地元移管等の際には、国の指導に基づき適正に実施するよう努めるべきである。

【重点項目6】使いみちの厳選

① 行政評価システムの拡充

本市は平成16年から「The行政チェック」として行政評価システムを導入し、約260件の事務事業の評価をされているが、その評価による効果や市民の意見の反映が見えない。市民会議におけるチェックも項目数が少ない。

今後は、多くの市民の意見を取り入れる手法への転換と、事業仕分けシステムの構築を図るべきである。

② 行政経営システムの構築

行政運営を管理型から経営型へ転換するため、前例踏襲型行政から脱却し、経営的感覚による行政経営システムを確立すべきである。更に事務評価、目標設定、住民参加の手法を加え、真に市民が必要とする事業の効果的かつ効率的な執行をめざすべきである。

【重点項目7】自主・自立の財政基盤づくり

① 環境政策の課題

設置コストや費用対効果を十分に検討の上、公共施設への太陽光発電の設置や水力・地熱利用など自然エネルギー利用対策を強化するとともに、市内企業等を含めたCO₂削減の取組を更に推進すべきである。

② 学校予算の枠組み配分

学校への予算配分に当たっては、枠にとらわれて停滞することの無いよう、各学校の教育環境の整備と、児童・生徒の教育の充実を図るべきである。

③ 滞納繰越額30%削減（収納率の向上）

11億円を超える滞納繰越額が生じ、30%削減計画によりこれをクリアしているものの、未だ6億円を超える繰越額が残っており、滞納者の実態の把握と理解を得ながら、現年分を含め、更に収納率の向上を図るべきである。

④ 財政の健全化・経常経費削減（プライマリーバランス）

平成21年度決算で見る三次市の財政は、実質収支で約7億9千万円の黒字となっているものの、財政力指数は0.369と前年度を下回り、経常収支比率は92.1%と依然高い数値となっている。合併特例加算措置が平成27年度から段階的に廃止されるため、今後更に財政的な運営が厳しさを増してくる。歳入が減少する中、歳出を抑えることが必要であり、後述の内部管理経費を含め、計画的に経常経費を削減すべきである。

⑤ 農業集落排水の今後の課題

農業集落排水については、管理経費の観点から、合併処理浄化槽への転換を含めて検討すべきである。また、汚泥処理経費の関係から、再利用促進を含めて経費節減を図るべきである。

⑥ 病院経営の安定化

大きくは、増大する医療費を削減するという命題があるとはいえ、市立三次中央病院に求められる必要な医療と役割を明確に示す必要がある。安全・安心で質の高い医療を提供するためには、限られた地域内の医療機関を有効に活用した機能分担（医療連携ネットワーク）を構築していくべきである。

⑦ 自主財源の確保

自主財源の確保は、継続的な財政運営のために、これからの大きな課題となるところである。そのため、継続的財源確保のため、積極的な企業誘致と産業振興を推進すべきである。また、市税、使用料・手数料、家賃などについてはその収納率を更に上げるよう努力すべきである。

⑧ 内部管理経費の削減

本市の財政事情を考えるとき、更に、内部経費の削減が必要である。消耗品費、光熱水費、燃料費等の節減についてあらゆる視点から見直し、更なる節減に努めるべきである。

⑨ 入札制度改善の検討

公共工事等に対する市民の信頼の確保と建設業者等の健全な育成を図るために継続的な入札制度の改善に努めるべきである。また、公平性、透明性を更に向上させるため、入札参加資格申請から入札・契約までの手続及び制度の総体的な見直しを継続的に行うとともに、公契約条例の制定も検討すべきである。

⑩ 特別会計への繰出金等の検討

特別会計への繰出金等については、総務省が定める繰出基準を基本とし、一般会計からの赤字補填的な繰出しになってはならない。収支不均衡など改善が必要な特別会計は、運営改善方針を策定するとともに、財源として国・県の負担の要望を行うなど、健全化に向けた取組を実施すべきである。

⑪ 市有財産の有効活用の検討

市有財産については、その利用状況や将来計画を踏まえ活用策を検討するとともに、不要なものについては、売却、貸付等適正な処理を行うべきである。

【その他】

① 大型施設の運営

野球場や美術館など、今後の補修工事や運営に係る補助金等が必要な施設については、運営・経営状況につき十分指導・監督し、市の財政負担の軽減を図るべきである。

② 勤務時間の柔軟な対応と昼窓口及び土日窓口の整理

現在、試行として実施されている昼窓口及び土日窓口については、勤務時間のあり方を含め、制度的に整理をしたうえで実施すべきである。

③ 「未達成」「一部達成」項目の実施

平成17年からの行財政改革大綱及び推進計画の検証を踏まえ、「未達成」及び「一部達成」項目については、達成できなかった問題点を十分調査研究のうえ、今後達成すべきである。

④ 推進体制

行財政改革は喫緊で継続的な課題であり、目標達成に向けて、各課での数値目標・効果額予測の設定、年次工程計画を定め、市民・民間の手法を取り入れながら各部、各課推進体制の強化を図るとともに、統括管理体制についても、担当係の新設も考慮に入れながら強力に推進すべきである。

